法　律

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第一号から第六号まで」を「第一号から第七号まで」に、「第七号から第九号まで」を「第八号から第十号まで」に、「五千四百九十億二千九百七十八万九千円」を「六千七百四億千三百六十万四千円」に改め、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　前各号に掲げる額以外の額として平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額　四千九百十九万五千円

附則第十一条中「第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と」を「返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額（」に、「五千四百九十億二千九百七十八万九千円」を「六千七百四億千三百六十万四千円」に、「（以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。）との」を「をいう。以下この条及び次条において同じ。）の」に、「返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との」を「返還金等の額、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第五号まで」を「第六号まで」に、「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年度における交付等）

2　平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十四年度当初通常収支分交付税額及び四千九百十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　平成二十四年度当初通常収支分交付税額（平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百十九万五千円を加算した額

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構法

目次中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第一条中「株式会社企業再生支援機構は、雇用の安定等」を「株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保」に、「再建」を「活性化」に改め、「中堅事業者、」及び「に対し、当該事業者」を削り、「通じてその事業の再生を支援する」を「通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行う」に改める。

第三条中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

第五条第一項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条第二項中「企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　地域経済活性化支援委員会

第十五条中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第十六条第一項中「掲げる決定」の下に「（第一号から第六号までに掲げる決定にあっては、第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限る。）」を加え、同項第一号中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第五号中「対象事業者に係る」を削り、「決定」の下に「（再生支援対象事業者（第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二条第一項及び第三項並びに第二十五条第四項において同じ。）に係るものに限る。）」を加え、同項第六号中「第三十五条第一項」を「第三十四条の二第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「決定」の下に「（第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。）」を加える。

第二十二条第一項第一号中「対象事業者（第二十六条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第二十五条第四項において同じ。）」を「再生支援対象事業者」に、「対象事業者に」を「再生支援対象事業者に」に改め、同項第二号中「対象事業者に」を「再生支援対象事業者に」に改め、同号ハ中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「第四号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第十一号とし、第四号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、同項第三号中「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三　特定信託引受対象事業者（第三十二条の二第五項に規定する特定信託引受決定の対象となった事業者をいう。以下同じ。）に対して金融機関等（当該特定信託引受対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。）が有する全ての貸付債権の信託の引受け（以下「特定信託引受け」という。）

四　特定事業再生支援会社（第三十二条の三第四項に規定する特定出資決定の対象となった中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。）に対する次に掲げる業務（以下「特定出資」という。）

イ　出資（その発行の時において議決権を行使することができる事項のない株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。）